平成２２年（フ）第２２２号
静岡県富士市今泉731番地の３、登記簿上の本店所在地静岡県焼津市小屋敷364番地の１
破産者　有限会社飯塚解体工業
１　決定年月日　平成23年９月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７９３号
静岡市駿河区西脇67番地の１
破産者　株式会社三和石材
１　決定年月日　平成23年９月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１１２号
島根県出雲市多伎町小田951番地
破産者　石飛美智江
１　決定年月日　平成23年９月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松江地方裁判所出雲支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２２年（フ）第６０号
鹿児島県南九州市知覧町瀬世5274番地７　堂園第２コーポ202号
破産者　上田　　享
１　決定年月日　平成23年９月５日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２２年（フ）第８５７号
埼玉県戸田市喜沢１丁目２番地の45、破産手続開始時の住所埼玉県戸田市上戸田５丁目３番９号
破産者　佐藤　正雄
１　決定年月日　平成23年９月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１７３６号
埼玉県戸田市美女木４－１－４　山口方、住民票上の住所さいたま市南区内谷７丁目２番８号
破産者　森下　信保
１　決定年月日　平成23年９月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１０６号
千葉県富津市大堀1933番地
破産者　石村　和子
１　決定年月日　平成23年９月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２１年（フ）第３４６０号
愛知県常滑市北条２丁目116番地の２　エスポア常滑301号、開始決定時の住所愛知県常滑市北条２丁目116番地の２　エスポア常滑105号
破産者　木下　幸男
１　決定年月日　平成23年９月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９７９号
愛知県春日井市玉野町78番地１、開始決定時の住所愛知県春日井市東山町３丁目９番６号
破産者　クイックイン桃花園こと　三浦　　峨
１　決定年月日　平成23年９月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３３２５号
名古屋市緑区乗鞍２丁目1208番地　リバティーヒル乗鞍101号
破産者　青木　直文
１　決定年月日　平成23年９月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３２２０号
札幌市白石区平和通７丁目北10番20号、開始決定時の住所札幌市白石区中央２条５丁目８番26号
破産者　相澤　圭次
１　決定年月日　平成23年９月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７７５号
仙台市泉区高森２丁目１番地の12　パークハウス高森ヒルズＣ1203
破産者　近松　　亙
１　決定年月日　平成23年９月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２０年（フ）第２５３号
秋田市寺内字三千刈91番地２　サニーハイツ106号、前住所秋田県男鹿市船川港南平沢字越名坂27番地126
破産者　佐藤　　修
１　決定年月日　平成23年９月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３８１号
山形市印役町３丁目４番27号、開始決定時住所山形市宮町４丁目21番17号
破産者　遠藤　高雄
１　決定年月日　平成23年９月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第８１６号
川崎市多摩区三田１丁目12番地５　三田コーポ306
破産者　藤田トシ子
１　決定年月日　平成23年９月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第３０８０号
名古屋市中川区十番町１丁目34番地の１　ディアコート103号、開始決定時の住所名古屋市南区豊田１丁目27番２号　丸美ロイヤル道徳202号
破産者　西尾　健二
１　決定年月日　平成23年９月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部